新型コロナワクチン接種のお知らせ

令和5年秋開始接種を**未接種**の皆さまへお知らせいたします。

初回接種を受けた方で、令和5年9月20日以降に新型コロナワクチン接種を受けていない方は接種が可 能です。

接種券を送付したピンク色の封筒には「有効期限 2023年12月31日(円)」と記載されておりますが、 「2024年3月31日(日)」まで接種を受けることが可能です。お手元の接種券をご利用ください。

新型コロナワクチンの全額公費による接種は**3月31日で終了**します。接種を希望される方は、期限内に 接種をお済ませください。

接種の際は予約が必要となりますので、健康保険課または予約サイトで予約をお願いします。 詳しくは村ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら



WEB予約はこちら





お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217

気づこう!防ごう!「高齢者虐待 障がい者虐待」

高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法は、家族など本人の世話をする方や施設で働いている方な どによる虐待の防止を図り、本人の権利を守ることを目的としています。

虐待の背景には、介護疲れや介護ストレス、認知症や障がいに対する理解不足などがあります。さまざま な理由から心身ともに追いつめられ、自分では気づかずに虐待してしまっていることや、気づいても歯止め がきかなくなっていることもあります。

虐待を防ぐには早期発見が重要です。できる限り早期に発見することで事態の深刻化を防ぎ、高齢者・障 がい者を守るだけではなく、虐待している人を救うことにもつながります。

些細なことでも構いません。気になることがあれば迷わず相談してください。

このような行為は虐待行為になります

身体的虐待

- たたく、殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる
- ベッドに縛りつけるなど

性的虐待

・裸にする、わいせつな話をする、性的行為の強要など

経済的虐待

- ・本人の財産を無断で処分する
- ・日常的に必要なお金を渡さない
- ・年金、預貯金などを本人の意思に反して使うなど

心理的虐待

・怒鳴る、ののしる、無視をする、悪口を言うなど

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

- ・食事を十分に与えない、脱水、栄養失調のままにする
- ・お風呂に入れない、おむつを替えない、必要とする サービスを利用させないなど

●ひとり(家族)で抱え込まないで専門機関や地域の相談窓口を活用しましょう。

高齢者虐待に関する相談・通報:恩納村地域包括支援センター(福祉課内) 障がい者虐待に関する相談・通報:福祉課 地域福祉係 ☎966-1207

※守秘義務により相談者の情報は守られます。